

秘書広報課

TEL.03-3581-2200

▼秘書広報課の構成

秘書広報課は、情報化社会に対応可能な体制を整え、迅速かつ的確な情報発信のために、情報発信の機能を一元化することなどを目的として、2004年10月に秘書課と広報課を統合して、誕生しました。

秘書広報課は、6名の職員で構成されています。また、秘書広報課内には広報室嘱託の中島美砂子会員及び臼井一廣会員の席があります。

▼担当業務

会務全般に係わる業務では、会の最高意思決定機関である総会、また、総会に次ぐ意思決定機関として位置づけられている常議員会の円滑な進行のための事務作業などを担当しています。さらに、理事者で構成され毎週2回開催されている理事者会の議題のとりまとめ、資料準備や議事録作成などをおこなっています。

さらに、会務運営の透明化を図るために市民の意見を反映させるべく設置された市民会議の運営や本会における様々な規範を定める会則をはじめ会規、規則、細則などの制定、改正、廃止に関する業務も秘書広報課の担当業務であり、昨年度導入された法規システム「じょうれいくん」を駆使しています。

また、理事者のスケジュール管理や毎日多くの会員、外部の方への対応もあります。

委員会業務では、広報活動全般を管轄とし、常置委員会の1つである広報委員会、市民に対して司法制度などに関する知識や考え方の習得のため

に実践的かつ継続的な教育を実施することを目的として2005年度に発足した法教育センター運営委員会があります。

そして、本会の具体的な広報手段である、ホームページの管理、メールマガジンの発信、全会員発送、各種記者会見の手配、そして、今、お手元にあるLIBRAの編集なども担当業務となっています。

▼東弁メールマガジン登録のお願い

メールマガジンは、会から会員に向けて緊急なメッセージなどを迅速に発信する有力な広報手段であるのみならず、会の広報費用の削減という効果をもたらす利点もあり、今後、広報手段の中心となることが期待されます。

ちなみに、メールマガジンの登録者率は、約35%程度で推移しており、まだまだ充分な役割を果たすだけの土台が確立されていません。メールマガジン未登録の場合には、この場をお借りしまして、是非登録をお願いします。登録は東弁ホームページ (<http://www.toben.or.jp>) の会員専用ページ内会員向けwebサービスから登録できます。常時、秘書広報課でも受け付けていますので、ご連絡ください (TEL.03-3581-2251)。

▼最後に

秘書広報課は、弁護士会館6階役員室内にあります。何となく、立ち寄りにくいところかも知れませんが、会の行事のこと、ホームページへのアクセスの方法をはじめ、広報に関するお問い合わせなどございましたら、お気軽にご連絡ください。